

令和 7（2025）年度
愛知県水素運搬設備整備費補助金
交付要領

令和 7（2025）年 4 月
愛知県

目 次

- 1 補助金の概要
- 2 補助対象設備
- 3 補助対象経費
- 4 補助率・上限額
- 5 補助事業の流れ
- 6 受付期間
- 7 認定申請書の作成方法
- 8 認定申請書の提出
- 9 認定決定
- 10 交付申請書兼請求書の作成方法
- 11 交付申請書兼請求書の提出
- 12 交付決定
- 13 申請者等の責務
- 14 補助金の交付
- 15 問い合わせ先

附則

1 補助金の概要

水素をエネルギーとして利用する水素社会の実現に資するため、水素ステーションを基点とする水素運搬設備の整備に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象設備

以下の（１）から（３）を全て満たすこと。

- （１）新規整備であること。
- （２）県内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- （３）県内の水素ステーションへの水素の輸送または県内の水素ステーションからの水素の配送若しくは申請者の事業所内で利用すること。

3 補助対象経費

以下の経費を対象とする。

対象経費	内 容
設計費	設備機器の設計等に関する費用
工事費	水素運搬設備の組立等に関する費用
設備費	設備機器の購入等に関する費用

補助対象とする水素運搬設備は以下の基準を満たすものを対象とする。

対象設備	基 準
水素運搬設備	10 kg以上の水素を運搬可能であること

4 補助率・上限額

- （１）補助の考え方

補助対象経費の 2／3 を愛知県が補助する。

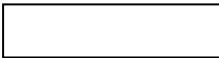
- （２）補助金額の算定方法

愛知県による補助金の額は、

- ア 補助対象経費に補助率（2／3）を乗じた額
- イ 補助上限額

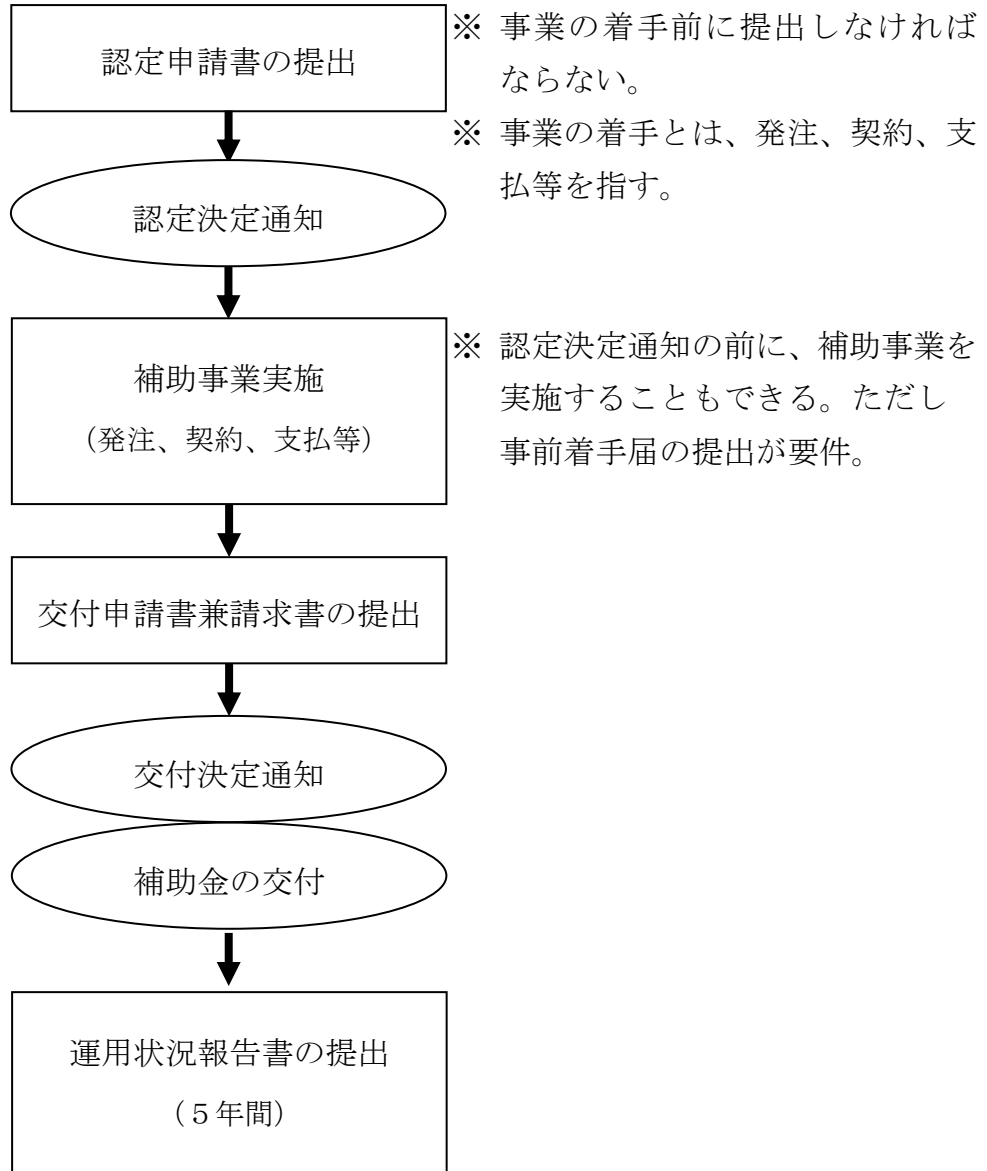
のいずれか低い金額とする。（ただし、千円未満を切り捨てる。）

5 補助事業の流れ

 : 申請者等

 : 愛知県

補助事業のおおよその流れは、以下のとおり。



6 受付期間

認定申請書の提出：随時

交付申請書の提出：以下の通り

車両の登録日	申請期限
令和7（2025）年4月1日～ 令和8（2026）年3月31日	車両の登録が完了した日から起算して30日以内又は令和8（2026）年3月31日の早い方

※ 上記の期限に関わらず、補助制度の活用をご検討の際には、事前にその旨をご相談ください。

7 認定申請書の作成方法

愛知県知事あての認定申請書（様式第1）に、資料を添付する。

8 認定申請書の提出

認定申請書は、以下の県 Web ページから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、提出する。

提出書類はファイルの圧縮等を行い、容量を 10MB 以下の 1～10 ファイルにすること。

<愛知県水素運搬設備整備費補助金（Web ページ）>

<https://www.pref.aichi.jp/site/suiso-fcv/unpansetsubi.html>

<愛知県水素運搬設備整備費補助金の認定申請（電子申請システム）>

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure/5435877109837022657>

9 認定決定

- （1）認定申請書の提出後、補助対象経費の確認を行うにあたり、必要に応じ、申請内容に関するヒアリング（電話確認又は面談）や、追加説明資料の提出依頼を行う場合がある。

(2) 認定決定前に補助事業を実施する場合は事前着手届の提出を行うこと。

1 0 交付申請書兼請求書の作成方法

愛知県知事あての交付申請書兼請求書（様式第7）に、資料を添付する。

1 1 交付申請書兼請求書の提出

交付申請書兼請求書は、以下の県 Web ページから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、提出する。

提出書類はファイルの圧縮等を行い、容量を 10MB 以下の 1 ～10 ファイルにすること。

＜愛知県水素運搬設備整備費補助金（Web ページ）＞

<https://www.pref.aichi.jp/site/suiso-fcv/unpansetsubi.html>

＜愛知県水素運搬設備整備費補助金の交付申請（電子申請システム）＞

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure/2328847450744834188>

1 2 交付決定

(1) 交付申請書兼請求書の提出後、補助対象経費の確認を行うにあたり、実地にて現物確認や水素の充填・運搬等についての確認を行う。また、必要に応じ、申請内容に関する追加ヒアリング（電話確認又は面談）や、追加説明資料の提出依頼を行う場合がある。

(2) 交付決定は予算の範囲内で行う。

(3) 交付申請の状況により、交付決定通知の補助金交付上限額が減額となる場合がある。

1 3 申請者等の責務

本補助金の活用に際しては、以下に記載した事項のほか、愛知県補助金等交付規則を遵守すること。

- (1) 交付申請者又は補助金の交付を受けた者（申請者等）は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければならない。
- (2) 補助事業に係る調査依頼など、県が実施する施策への協力を求める場合がある。
- (3) 補助金額の確定作業において、補助対象物件や、帳簿類の確認ができない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- (4) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがある。
- (5) 申請者等が、愛知県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。
- (6) 補助金の交付を受けた者は、最終補助事業年度の翌年度から 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業で整備した水素運搬設備の運用に係る過去 1 年間の状況について、運用状況報告書を提出しなければならない。

1 4 補助金の交付

補助金の交付条件については、以下のとおり。

- (1) 補助金の支払は、補助事業完了後の精算払とする。
- (2) 補助金の交付対象となる経費は、認定決定を受けた事業であり、車両の登録が令和 7（2025）年 4 月 1 日から令和 8（2026）年 3 月 31 日までに終了するものに限る。
- (3) 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

1 5 問い合わせ先

本補助金の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付ける。

愛知県経済産業局水素社会実装推進課 水素企画グループ
電話 052-954-7416（ダイヤルイン）

附則

- 1 この要領は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 7（2025）年度補助事業に適用する。